

生駒市規則第 5 号

生駒市消防団の区域及び組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 25 年 2 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団の区域及び組織に関する規則の一部を改正する規則

生駒市消防団の区域及び組織に関する規則（昭和 42 年 12 月生駒市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「分団長 4 人」を「分団長 6 人」に、「副分団長 4 人」を「副分団長 5 人」に、「7 人」を「9 人」に、「32 人」を「39 人」に、「121 人」を「132 人」に改める。

第 3 条中「編成配置」を「配置編成」に改める。

別表第 1 に次のように加える。

|          |      |
|----------|------|
| 女性広報指導分団 | 市内全域 |
|----------|------|

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 3 条関係）

消防団員の配置編成

（単位 人）

| 名 称        | 団長 | 副団長 | 分団長 | 副分団長 | 部長 | 班長 | 団員 | 計  |
|------------|----|-----|-----|------|----|----|----|----|
| 本 部        | 1  | 1   | 1   |      |    |    |    | 3  |
| 機 動 第 1 分団 |    |     | 1   | 1    | 2  | 8  | 28 | 40 |
| 機 動 第 2 分団 |    |     | 1   | 1    | 2  | 8  | 28 | 40 |
| 機 動 第 3 分団 |    |     | 1   | 1    | 2  | 8  | 28 | 40 |
| 機 動 第 4 分団 |    |     | 1   | 1    | 2  | 11 | 35 | 50 |

|              |   |   |   |   |   |    |     |     |
|--------------|---|---|---|---|---|----|-----|-----|
| 女性広報<br>指導分団 |   |   | 1 | 1 | 1 | 4  | 13  | 20  |
| 計            | 1 | 1 | 6 | 5 | 9 | 39 | 132 | 193 |

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。